

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	高砂市 子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は子ども・子育て支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高砂市長

公表日

令和7年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務	
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づく、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務である。番号法においては、別表第一項番94の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ○資料の提供等 (法第16条関連) ○教育・保育給付認定の申請、変更、取消 (法第20条、第21条、第22条、第23条、第24条関連) ○都道府県による援助等 (法第25条関連) ○施設型給付費及び地域型保育給付費の支給における利用者負担決定のための世帯状況及び所得の把握 (法第27条3項、第28条、第29条3項、第30条関連) ○私立保育所に係る委託費の支払い、保育料の徴収 (法附則第6条関連) ○子育てのための施設等利用給付費の支給における認定のための世帯状況及び所得の把握 (法第30条の2から第30条の11)	
③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 3. 中間サーバー 4. 兵庫県電子申請共同運営システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
(1)子ども・子育て支援特定個人情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の94項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 なし 2. 情報照会の根拠 (1)番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の13項、16項及び116項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高砂市 健康こども部 子育て支援室 幼児保育課
②所属長の役職名	幼児保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 TEL 079－443－9068
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 健康こども部 子育て支援室 幼児保育課 TEL 079－443－9025
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。特に情報システムを使用する場合、使用可能な端末、事務取扱担当者を限定している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にを行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者への研修を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月9日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 新谷 康祐	②所属長 福原 裕子	事前	
平成29年4月5日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③システムの名称 1. 子ども・子育て支援システム 2. 番号連携サーバー（団体内統合宛名システム） 3. 中間サーバー	③システムの名称 1. 子ども・子育て支援システム 2. 番号連携サーバー（団体内統合宛名システム） 3. 中間サーバー 4. 兵庫県電子申請共同運営システム	事前	
平成29年4月5日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 2. 情報照会の根拠 （1）番号法 第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）別表第二の116項	②法令上の根拠 2. 情報照会の根拠 （1）番号法 第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）別表第二の13項、16項及び116項	事前	
平成29年4月5日	5. 評価実施機関における担当部署	①部署 高砂市 福祉部 子育て支援室	①部署 高砂市 こども未来部 子育て支援室 幼児保育課	事後	
平成29年4月5日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 福原 裕子	②所属長 高砂市 こども未来部 子育て支援室 幼児保育課長 藤田 将太郎	事後	
平成29年4月5日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先 〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 福祉部 子育て支援室 TEL 079－443－9025	連絡先 〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 こども未来部 子育て支援室 幼児保育課 TEL 079－443－9025	事後	
平成29年4月5日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月5日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報②所属長の役職名	高砂市 こども未来部 子育て支援室 幼児保育課長 藤田 将太郎	幼児保育課長	事後	様式変更による
令和1年6月18日	Ⅱしきい値判断項目の時点	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和1年6月18日	Ⅳリスク対策	—	項目新設	事後	様式変更による
令和2年8月7日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の概要 子ども・子育て支援法に基づく、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務である。番号法においては別表第一項万94の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ○資料の提供等（法第16条関連） ○支給認定の申請、変更、取消（法第20条、第21条、第22条、第23条、第24条関連） ○都道府県による援助等（法第25条関連） ○施設型給付費及び地域型保育給付費の支給における利用者負担決定のための世帯状況及び所得の把握（法第27条3項、第28条、第29条3項、第30条関連） ○私立保育所に係る委託費の支払い、保育料の徴収（法附則第6条関連）	②事務の概要 子ども・子育て支援法に基づく、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務である。番号法においては別表第一項万94の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ○資料の提供等（法第16条関連） ○教育・保育給付認定の申請、変更、取消（法第20条、第21条、第22条、第23条、第24条関連） ○都道府県による援助等（法第25条関連） ○施設型給付費及び地域型保育給付費の支給における利用者負担決定のための世帯状況及び所得の把握（法第27条3項、第28条、第29条3項、第30条関連） ○私立保育所に係る委託費の支払い、保育料の徴収（法附則第6条関連） ○子育てのための施設等利用給付費の支給における認定のための世帯状況及び所得の把握（法第30条の2から第30条の11）	事後	
令和2年8月7日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年8月7日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年8月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 2. 情報照会の根拠 （1）番号法 第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）別表第二の13項、16項及び116項	②法令上の根拠 2. 情報照会の根拠 （1）番号法 第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）別表第二の13項、16項及び116項	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 高砂市 こども未来部 子育て支援室 幼児保育課	①部署 高砂市 健康こども部 子育て支援室 幼児保育課	事後	
令和3年8月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 企画総務部 秘書広報広聴室 情報公開担当	請求先 〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当	事後	
令和3年8月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先 〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 こども未来部 子育て支援室 幼児保育課 TEL 079－443－9025	連絡先 〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 健康こども部 子育て支援室 幼児保育課 TEL 079－443－9025	事後	
令和3年8月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱人数いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年7月4日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月4日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱人数いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱人数いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年12月3日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱人数いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月3日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱人数いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月3日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	項目新設	事後	様式変更による
令和6年12月3日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目新設	事後	様式変更による